

令和6年10月17日

組合員の皆様

徳島県学校生活協同組合
理事長 野々村 拓也

有限会社オー・エイ・エス（学校生協指定店）の
自己破産について（第5報）

日頃は、当組合の事業及び活動にご理解・ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、当組合の指定店で、自家用車のエンジンオイル交換を提供していた「有限会社オー・エイ・エス」の自己破産について、現時点の状況をお知らせします。

本年1月12日に破産手続きが開始され、7月11日の1回目につき、10月10日に2回目の財産状況報告等の集会在和歌山地裁で開かれました。その状況を破産管財人から情報提供がありました。現時点で債務者（オー・エイ・エス）の財産の換価業務が終了しておらず、今後さらに財産の処分や貸付金等の回収を進め、来年1月16日に3回目の財産状況報告等の集会在和歌山地裁で開かれる予定です。ただ、債務者の財産を処分したとしても、税金等を支払うと、債権者（組合員）に返済する「配当（補償）の見込みは不明」とのことでした。

結論が出るまでにはまだ時間がかかるそうですが、今後も破産管財人から連絡があれば、直ちに皆様へお知らせいたします。皆様のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、「オー・エイ・エス」が事業を他に承継することはなく、「オー・エイ・エス」に代わるオイル交換の業者は、現時点では見当たりません。もしも、元社員が皆様を訪問し同様のサービスを提供するとしても、元社員は事業の承継者ではなく、当組合との提携関係はございません。このことは、代理人弁護士から元社員へも通知されていますので、ご承知おきください。